

FAQ

◆皆様からよくいただく質問にお答えします

番号	質問	回答
①	川の中にはたくさんのハリエンジュがあります。なぜ応募して切らなければならないのですか？勝手に伐採してはいけないのですか？	河川敷には民地もあり、民地にある木はその土地の所有者の財産なので、勝手に伐採することはできません。 また、国有地の木については「公共物」となりますので、許可無く取得することはできません。
②	・1区画あたりの面積を小さくして、区画の数を多くしてほしい。 ・区画の数を減らして、1区画あたりの面積を大きくしてほしい。	毎年公募箇所の面積については「もっと狭くてもいいから数多く」「もっと少なくてもいいから1人あたりの面積を広く」と様々な意見をいただいております。その中で、色々な意見を取り入れたうえで現在の面積（軽トラック5台分程度）とさせていただいておりますが、近年期限内に作業を終えられない方が多いため、1区画を若干小さめに設定する方向としています。
③	枝の持ち帰りがとても大変です。できれば持ち帰りたくないのですが。	応募者の中には「手間は惜しまないが木が欲しい」という方が大勢いらっしゃいます。実際きちんと処理してくださる方が大半で、そのような方々の苦勞に報いるため、枝を持ち帰っていただける方を優先させていただいています。
④	当選・落選の結果がわからないので教えてほしいです	落選の場合の連絡はいたしません、当選者をはHP上で発表するとともに、当選者には直接通知しています。
⑤	ほかに川の木を手に入れる方法はありませんか？	①にあるとおり、河川敷内の樹木は勝手に伐ることはできません。 河川内の樹木を手に入れるには、この公募による伐採のほか、河川法25条を適用した公募伐採があります。また、不定期に工事現場から発生する樹木を無償提供する場合がありますので、HPでご確認ください。